◇**玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令**（政令第二〇九号）（財務省）

1　報復関税に係る対象品目を変更することに伴い、政令の題名を変更することとした。（題名関係）

2　報復関税に係る対象品目及び税率を変更することとした。（別表関係）

3　平成二四年八月三一日に適用期限が到来する報復関税について、その適用期限を一年延長することとした。（第一条及び第二条関係）

4　この政令は、平成二四年九月一日から施行することとした。

◇**労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二一〇号）（厚生労働省）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二四年一〇月一日とすることとした。

◇**労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令及び行政手続法施行令の一部を改正する政令**（政令第二一一号）（厚生労働省）

1　題名の改正

政令の題名を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令」に改めるものとすることとした。

2　日雇労働者についての労働者派遣の禁止の例外

㈠　日雇労働者についての労働者派遣の禁止の例外となる業務

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「法」という。）第三五条の三第一項の政令で定める業務は、次のとおりとすることとした。（第四条第一項関係）

イ　電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成若しくは保守の業務

ロ　機械、装置若しくは器具（以下このロ及びソにおいて「機械等」という。）又は機械等により構成される設備の設計又は製図の業務

ハ　電子計算機、タイプライター又はこれらに準ずる事務用機器（レにおいて「事務用機器」という。）の操作の業務

ニ　通訳、翻訳又は速記の業務

ホ　法人の代表者その他の事業運営上の重要な決定を行い、又はその決定に参画する管理的地位にある者の秘書の業務

ヘ　文書、磁気テープ等のファイリングに係る分類の作成又はファイリングの業務

ト　新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査又は当該調査の結果の整理若しくは分析の業務

チ　貸借対照表、損益計算書等の財務に関する書類の作成その他財務の処理の業務

リ　外国貿易その他の対外取引に関する文書又は商品の売買その他の国内取引に係る契約書、貨物引換証、船荷証券若しくはこれらに準ずる国内取引に関する文書の作成の業務

ヌ　電子計算機、自動車その他の用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする機械の性能、操作方法等に関する紹介及び説明の業務

ル　旅程管理業務若しくは企画旅行以外の旅行の旅行者に同行して行う旅程管理業務に相当する業務（以下このルにおいて「旅程管理業務等」という。）、旅程管理業務等に付随して行う旅行者の便宜となるサービスの提供の業務又は車両の停車場若しくは船舶若しくは航空機の発着場に設けられた旅客の乗降若しくは待合いの用に供する建築物内において行う旅行者に対する送迎サービスの提供の業務

ヲ　建築物又は博覧会場における来訪者の受付又は案内の業務

ワ　科学に関する研究又は科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する新製品若しくは科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する製品の新たな製造方法の開発の業務

カ　企業等がその事業を実施するために必要な体制又はその運営方法の整備に関する調査、企画又は立案の業務

ヨ　書籍、雑誌その他の文章、写真、図表等により構成される作品の制作における編集の業務

タ　商品若しくはその包装のデザイン、商品の陳列又は商品若しくは企業等の広告のために使用することを目的として作成するデザインの考案、設計又は表現の業務

レ　事務用機器の操作方法、電子計算機を使用することにより機能するシステムの使用方法又はプログラムの使用方法を習得させるための教授又は指導の業務

ソ　顧客の要求に応じて設計を行う機械等若しくは機械等により構成される設備若しくはプログラム又は顧客に対して専門的知識に基づく助言を行うことが必要である金融商品に係る当該顧客に対して行う説明若しくは相談又は売買契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくは売買契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

㈡　日雇労働者についての労働者派遣の禁止の例外となる場合

法第三五条の三第一項の政令で定める場合は、派遣元事業主が労働者派遣に係る日雇労働者（以下この㈡において「日雇労働者」という。）の安全又は衛生を確保するため必要な措置その他の雇用管理上必要な措置を講じている場合であって次の各号のいずれかに該当するときとすることとした。（第四条第二項関係）

イ　当該日雇労働者が六〇歳以上の者である場合

ロ　当該日雇労働者が学校教育法第一条、第一二四条又は第一三四条第一項の学校の学生又は生徒（定時制の課程に在学する者その他厚生労働省令で定める者を除く。）である場合

ハ　当該日雇労働者及びその属する世帯の他の世帯員について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が厚生労働省令で定める額以上である場合

3　派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない業務

法第四〇条の二第一項第一号の政令で定める業務として、水道施設の消毒設備その他の設備、公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の消化設備その他の設備若しくは一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設にあっては、一日当たりの処理能力が一〇トン以上のものに限る。）の焼却設備その他の設備の運転、点検若しくは整備の業務（高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする運転、点検又は整備の業務に限る。）又は非破壊検査用の機器の運転、点検若しくは整備の業務を追加することとした。（第五条関係）

4　この政令は、平成二四年一〇月一日から施行することとした。

◇**自衛隊法施行令の一部を改正する政令**（政令第二一二号）（防衛省）

一　平成二四年三月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合の償還金の算定の基礎となる金額を四、七二八万円とすることとした。（別表第一二関係）

二　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第二一三号）（内閣府本府）

1　ゴラン高原国際平和協力隊を置く期間を平成二五年三月三一日までとすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。